高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、 地域で安心して暮らせる社会の創造

第9期 岐阜市高齢者福祉計画

令和6年度 ▷ ▷ ▷ 令和8年度

概要版

令和6年3月 岐 阜 市

計画の概要

◇ 背 景

1

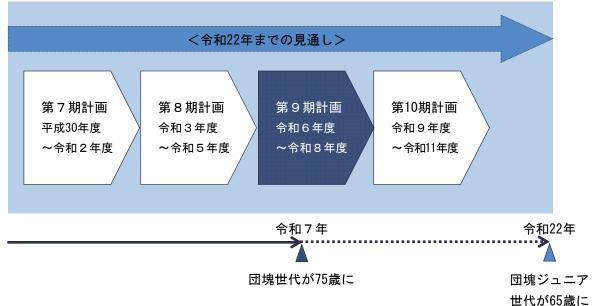
- ●岐阜市の高齢化率(総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合)は、今後も上昇を続け、 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に30.2%、団塊ジュニアの世代が65歳以上 となる令和22(2040)年には36.3%に及ぶものと予測されています。
- ●特に、75 歳以上の後期高齢者では、令和7(2025)年に 18.3%、令和 22(2040)年には 20.0%に達するとされ、これに伴い、今後、高齢者単独世帯(一人暮らし)や高齢者夫婦世帯、 認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加、要介護・要支援認定率の上昇などが見込まれます。
- ●こうした高齢化の進展に対応するためには、これまでの「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、 高齢者のみならず、誰もが生きがいを持ちながら、安心して暮らせる地域をともに創り、高め合っ ていく必要があります。

♦ 位置づけ

- ●この計画は、老人福祉法第 20 条の8に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に定める市町村介護保険事業計画で、これらを一体的に作成しています。
- ●この計画は、「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、地域福祉推進計画や障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、住生活基本計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、地域防災計画、総合交通計画などの岐阜市の関連計画、岐阜県高齢者安心計画や岐阜県保健医療計画など関係機関の計画と整合や連携を図っています。

◇ 期 間

- ●第9期計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。
- ●第9期計画の期間内に団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に、20年以内に団塊ジュニアの世代が高齢者に達し、高齢化率が極めて高い超高齢社会が続くことになるため、令和22(2040)年までの中長期的な視野に立った施策を展開します。



2 日常生活圏域の設定

- ●日常生活圏域は、人口や地理的条件、住民の生活形態、地域づくりの活動単位を総合的に勘案して 定める圏域であり、「地域包括ケアシステム」を構築する基礎単位となります。
- ●「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(19 カ所)の区域ごとに「日常生活圏域」を設定します。

ブロック	日常生活圏域	地区	高齢者数(人)	高齢化率(%)
中央	中央北	金華・京町・明徳・本郷	6, 672	39. 6
	中央西	徹明・木之本	3, 481	35. 6
	白梅華	梅林・白山・華陽	6, 689	34. 2
	島城西	島・城西	4, 936	23. 4
西部	清流	早田・則武	5, 080	27. 6
西部	西部	木田・七郷・合渡	5, 346	26. 0
	岐北	黒野・方県・西郷・網代	7, 939	28. 8
	長良	長良・長良西・長良東	8, 250	27. 8
北部	北部	鷺山•常磐	4, 777	30. 1
	岩野田	岩野田・岩野田北	4, 434	29. 4
	北東部	藍川・三輪南・三輪北	5, 975	34. 1
	三里本荘	本荘・三里	5, 881	23. 5
	精華	市橋・鏡島	6, 297	23. 1
南部	境川	鶉・日置江・柳津町	6, 464	20. 9
	南部	加納東・加納西・茜部	7, 361	26. 0
	厚見	厚見	3, 703	28. 2
東部	長森南	長森南	3, 610	25. 8
	長森	日野・長森北・長森東・長森西	8, 210	26. 2
	東部	岩・芥見・芥見東・芥見南	7, 988	38. 6

[※]各日常生活圏域の名称は、各地域包括支援センターの名称。高齢者数及び高齢化率は、令和2年国勢調査の結果。

3 基本理念

●この計画においても、これまでの基本理念を継承し、高齢者福祉施策の一層の推進を図ることにより、「地域共生社会」の実現をめざします。

高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、 地域で安心して暮らせる社会の創造

生きがいを持ち、いつまでも健康で暮らせるまちづくり 基本目標「

高齢者が、身近な地域において、いつまでも健康で充実した暮らしをおくることができるよう、生 きがいづくりや健康づくり、介護予防、生活支援などを充実するとともに、これまでの知識、経験、 技術などを生かした高齢者の社会参加を促進します。

50/年代梅	基準値	目標値			
評価指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生きがいを持つ高齢者の割合 ※1	54. 0%	_	60.0%	_	
介護予防のための通いの場への参加率	11. 7%	13. 0%	14. 0%	15. 0%	

^{※1「}高齢者等実態調査」により把握

施第1

生きがいづくりと地域活動の推進 ●老人クラブの育成、支援 ●スポーツ活動の推進 ●老人健康農園事業 高齢者利用施設の運営 (1) 生きがい活動の促進 ●高齢者おでかけバスカードの交付 ●保険外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成 ●高齢者大学事業 ●介護予防教室 ●三世代交流促進事業 (2) 交流・地域活動の推進 友愛チーム・ふれあい訪問事業 ●高齢者ふれあい入浴事業 (3) 就労機会の確保 ●高齢者の就労支援 ●介護予防・生活支援サービス事業 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ●一般介護予防事業

施策2 介護予防と健康づくりに向けた地域支援体制の充実

- (2) リハビリテーションサービス提供体制の推進 ●リハビリテーションサービス事業 ●日常生活圏域協議体設置事業 (3) 地域で支え合う仕組みづくりの促進 ●支え合いの仕組みづくり推進事業 ●支え合い活動実践者養成事業 ●介護予防の普及啓発 (4) 健康づくりの推進 ●運動を通じたフレイル予防 ●食を通じたフレイル予防
- (5) 保健事業と介護予防の一体的な実施 ●保健事業と介護予防の一体的な実施

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり

介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した質の高い生活をおくることができ、 介護する家族も安心、安定した日常生活をおくることができるよう、地域で高齢者の生活を支える 「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

507/111/12/15	基準値	目標値		
評価指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター1人当たりの高齢者数	2.8人	2.7人	2.6人	2.5人
認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合 ※1	34. 3%	_	50.0%	_

※1「高齢者等実態調査」により把握

施策3 認知症対策の推進

※「岐阜市認知症施策推進計画」

- (1) 理解啓発の推進と予防の促進
- (2) 認知症の人やその家族、介護者への 支援と地域づくり
- ■認知症への理解を深めるための知識の普及啓発と 相談先の周知
- ●認知症予防のための通いの場の充実
- ●認知症の人やその家族、介護者への支援の充実
- ●認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくり

施策4 高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進

- (1) 入居サービス
- (2) 入所サービス
- (3) 高齢者に対応した住・生活環境づくり
- (4) 高齢者見守り活動の推進
- (5) 家族介護支援の推進
- (6) 権利擁護の推進
- (7) 防災・防犯・交通安全・感染症対策

- ●生活支援ハウス
- ●軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ●シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)
- ●養護老人ホーム
- ●高齢者住宅改善促進助成事業
- ●有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- ●コミュニティバス等の導入・運行の支援
- ●高齢者見守り事業
- ●配食による安否確認事業
- ●ひとり暮らし高齢者ガイドブック
- ●家族介護支援事業
- ●高齢者の虐待防止
- ●成年後見制度の相談支援
- ●終活支援の推進
- ●避難行動要支援者への避難支援等
- ●防犯活動の推進
- ■高齢者の交通事故防止対策
- ●感染症対策

施策5 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

- ●地域包括支援センターの整備・機能強化
- ●地域ケア会議の開催
- ●重層的支援体制整備事業

基本目標Ⅲ 適切な介護サービス等が安定して受けられる体制づくり

高齢者が安心して暮らすことができるよう、必要なときに必要な介護サービス等を安定して受けられるよう、サービスの提供体制を充実するとともに、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に取り組みます。

507年1七十五	基準値	目標値		
評価指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス利用後に身体的・精神的に よくなったと感じる高齢者の割合 ※1	41.5%	_	50.0%	_
利用しているサービスに満足・やや満足 している要介護者の割合 ※1	60.8%	_	70.0%	_

^{※1「}高齢者等実態調査」により把握

施策6 介護人材の確保・育成

(1) 介護人材の確保・育成

- 介護サービスのイメージアップ
- ●幅広い人材の確保
- 介護人材の育成
- ●介護人材の定着促進
- ●介護現場の革新
- ●生産性向上の推進

施策7 介護サービス等の充実

- (1) サービスの概要
- (2) サービスの充実

- ●サービスの種類等
- ●サービスの提供体制の整備
- ●サービス提供事業者への指導等
- ●サービスの質の向上

施策8 在宅医療と介護の連携推進

(1) 在宅医療と介護の連携推進

- ●市民への普及啓発
- ●医療・介護関係者の情報の共有の支援
- ●医療・介護関係者の研修
- ●在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ●医療・介護情報基盤の整備



介護保険事業の円滑な運営に向けた事業展開

◇ 介護保険事業費

5

●第9期計画期間の介護保険事業の費用は、計画の終了年度である令和8(2026)年度には、約464億円まで増加し、3年間で約1,352億円の費用が必要となる見込みです。 単位: 千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費	39, 520, 336	40, 593, 048	41, 863, 753	121, 977, 137
特定入所者介護サービス費等給付額 (見直しに伴う財政影響額調整後)	959, 570	975, 669	992, 203	2, 927, 442
高額介護サービス費等給付額 (見直しに伴う財政影響額調整後)	1, 101, 355	1, 120, 065	1, 139, 046	3, 360, 466
高額医療合算介護サービス費等給付額	180, 721	183, 521	186, 631	550, 875
算定対象審査支払手数料	49, 532	50, 212	50, 924	150, 669
地域支援事業費	2, 007, 891	2, 078, 802	2, 150, 885	6, 237, 578
合 計	43, 819, 406	45, 001, 318	46, 383, 444	135, 204, 170

◇ 第1号被保険者の介護保険料

●第9期計画期間中に必要と見込まれる上記の費用から算出すると、保険料は次のとおり、基準額が月額6,900円、年額82,800円となります。

所得段階	要 件	保険料率	保険料年額(※1)
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人又は課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合算額が80万円以下の人及び生活保護受給の人など	0. 38 (0. 285) (※2)	31, 400 円 (23, 500 円) (※2)
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の 合算額が80万円超120万円以下の人	0. 535 (0. 485) (<u>※</u> 2)	44, 200 円 (40, 100 円) (※2)
第3段階	市民税非課税世帯で第1・2段階以外の人	0. 69 (0. 685) (※2)	57, 100 円 (56, 700 円) (※2)
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と 年金以外の所得金額(※3)の合算額が80万円以下の人	0. 9	74, 500 円
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第4段階以外の人	1.00	82,800円
第6段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 120 万円未満の人	1. 2	99, 300 円
第7段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	107, 600 円
第8段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	124, 200 円
第9段階	市民税課税の人のうち合計所得金額320万円以上420万円未満の人	1. 7	140, 700 円
第10段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	157, 300 円
第11段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満の人	2. 1	173, 800 円
第12段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満の人	2. 3	190, 400 円
第13段階	市民税課税の人のうち合計所得金額 720 万円以上の人	2. 4	198, 700 円

[※] 所得金額の算出において、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、同控除後の額

^{※1} 保険料年額は、基準月額(6,900円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨て

^{※2} カッコ内の数字は、公費負担後の本人負担の保険料率及び保険料年額

^{※3} 年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、また所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から、10万円を控除(控除前の額が10万円未満の場合は同金額を控除)

6 計画の推進

- ●岐阜市では、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進等するため、岐阜市高齢者福祉計画推進委員会を設置しています。
- ●この計画の推進にあたっては、岐阜市高齢者福祉計画推進委員において、高齢者福祉施策の進捗状況について調査、審議するとともに、関係部局や関係機関との連携し、さらには、市民との協働により、一層の推進を図ります。
- ●基本目標ごとに設定している評価指標のデータを定期的に把握し、そのデータの分析結果と取り組みの進捗状況等を合わせて検証し、高齢者施策の充実、見直し等を図る手法(EBPM:確かな根拠に基づく政策立案)により、この計画の進捗管理を実施します。
- ●さらに、岐阜市高齢者福祉計画推進委員会に指標や取り組みの進捗状況を報告して意見等を聴取し、 必要に応じて、高齢者施策の見直しを行うなど、効果的な施策展開に努めます。



発行年月日 令和6年3月

発行岐阜市編集福祉部

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 TEL 058-265-4141(代) FAX 058-267-6015